

平成 29 年 3 月 27 日
建 設 局

西新井陸橋長寿命化工事に伴う環七通りの 交通規制の延伸について

～平成 29 年 10 月末まで、引き続き二車線に規制します～

平成 27 年 1 月 19 日付「西新井陸橋長寿命化工事に伴う環七通りの交通規制について」で、すでにお知らせしている四車線から二車線への交通規制は、平成 29 年 10 月末まで延伸されます。

これに伴い、引き続き環七通りの西新井陸橋付近の通過に時間がかかることが予想されますので、工事へのご理解と迂回等のご協力をお願いします。

記

1 長寿命化工事の概要

床版の取替え：コンクリート製の床から鋼製の床に取り替えることにより、耐久性・耐荷性を向上させるとともに、橋全体の耐震性を向上させ、橋の寿命を延ばします。

2 規制区間

環七通り「西新井陸橋」付近

足立区栗原三丁目～同区梅島三丁目（規制延長 最大約 450m）

3 規制期間

平成 27 年 1 月 31 日（土）～平成 29 年 10 月末迄

4 規制内容

四車線から二車線への交通規制（24 時間）

【資料】 環七通り 西新井陸橋長寿命化工事 交通規制案内図

問い合わせ先

建設局 道路管理部 保全課

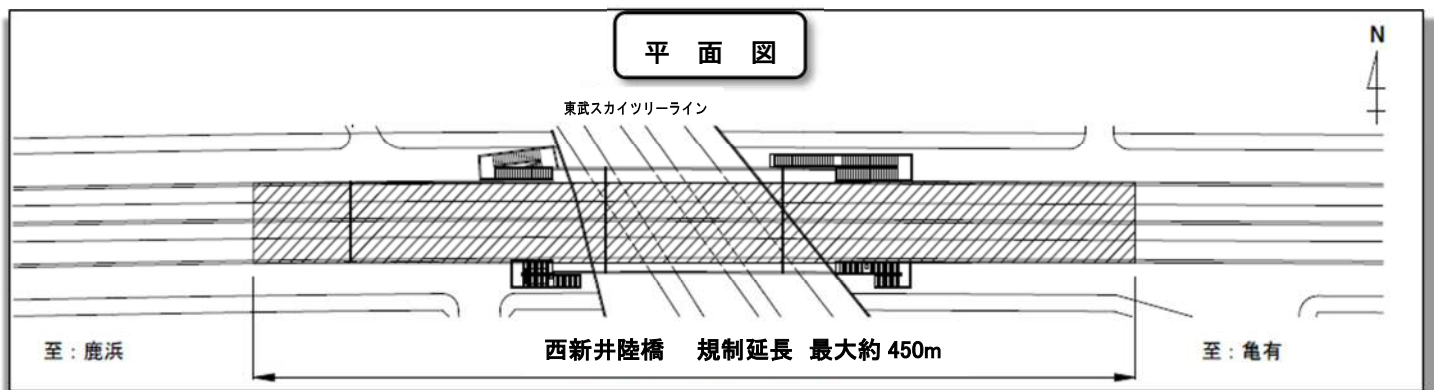
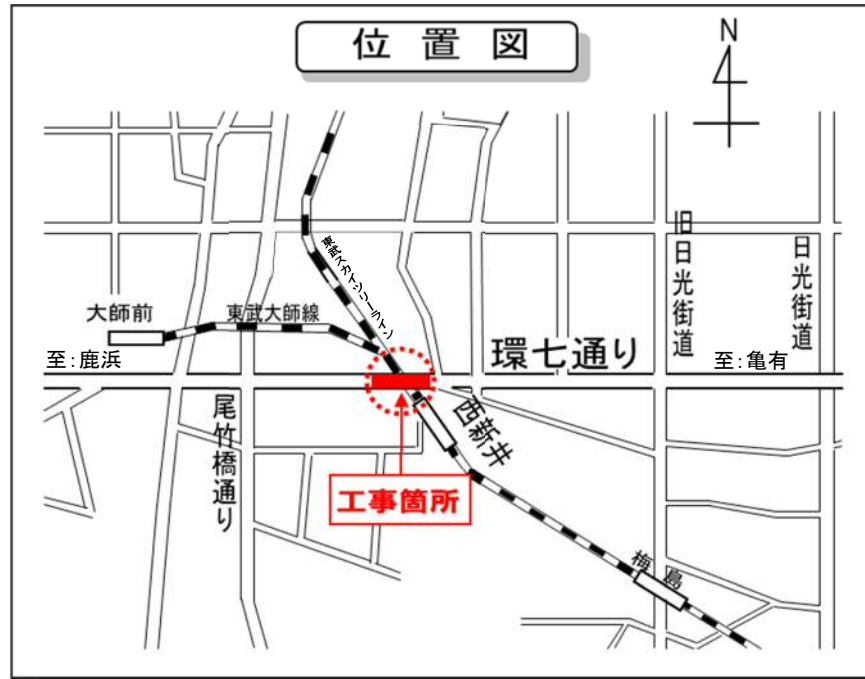
（内線）40-541

（直通）03-5320-5295

第六建設事務所 補修課

（直通）03-3882-1159

環七通り 西新井陸橋長寿命化工事 交通規制案内図



○ 本線部（内回り、外回り）一車線ずつの交通規制を行います。
 ※ 工事の時期・内容により、規制する車線の位置は変更します。

